

令和5年5月10日

会員の皆様へ

京田辺市商工会
会長 鈴木俊寛

5類への位置づけ変更に伴う対応及び5類への位置づけ変更後の体制について

これまで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力いただき、ありがとうございました。

今般、4月28日に開催された第75回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定された対応について、ご報告いたします。

つきましては、貴事業所におかれましても、下記の内容をご理解の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

<5類への位置づけ変更（令和5年5月8日から）に伴う対応について>

1 医療提供体制

- 【**外来診療体制**】発熱患者等を検査・診療する「外来対応医療機関」で対応
- 【**入院調整**】軽症等患者は医療機関間で入院調整、重症等患者は入院支援センターが入院調整を支援（9月末まで）
- 【**入院体制**】コロナ受入病院では重症等患者の受入体制を維持・充実するとともに、新たな受入病院では、コロナ受け入れ経験のある病院等を中心に軽症等患者を受入れ

2 医療相談体制

京都府と京都市が協調して取り組んでいる新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口について、5類への位置づけ変更に合わせ、「きょうと新型コロナ医療相談センター」として統合

※陽性者の登録やプッシュ型の健康観察、生活支援物資の送付等は5月7日で終了

※きょうと修学旅行専用24時間感染電話相談窓口は7月末（夏休み前）で終了

【療養に関する取扱い】

陽性となった場合に、外出を控えるかどうかは、次の事項を参考に個人が判断（法律による外出自粛は求められない。）

○発症時等における推奨・配慮事項

- ・ 発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただく（推奨）
- ・ その後も10日間が経過するまでは、マスクの着用や、ハイリスク者との接触は控えていただく（配慮）

3 高齢者施設等支援

高齢者施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保は、5類への位置づけ変更後も当面継続

4 ワクチン接種体制

無料接種：令和6年3月末まで延長（府接種会場は、令和5年3月末で終了）

対象者等：（令和5年8月31日まで）初回接種済の「65歳以上の高齢者」、「5歳から64歳までの基礎疾患を有する方」、「医療機関・高齢者施設等従事者」

（令和5年9月1日から）初回接種済の5歳以上のすべての方

※初回接種は、令和6年3月末まで随時接種可能

5 医療費の公費負担

5類への位置づけ変更後は、他の疾病との公平性も考慮し、新型コロナ患者の医療費や食事代は患者負担

ただし、急激な負担の増加を避けるため、入院医療費の軽減策を実施。高額な治療薬の公費負担も継続（入院医療費に係る高額療養費制度の自己負担上限額を最大で2万円引き下げ等）

6 患者発生動向の公表

新型コロナウイルス感染症の患者発生動向について、医療機関などがすべての感染者を保健所へ報告し、国や都道府県が毎日新規陽性者数を公表するしくみから、令和5年5月8日以降、指定された医療機関からの週1回の報告による感染動向把握に変更（季節性インフルエンザと同じ）

7 基本的対処方針等に基づく取組

5類への位置づけ変更に伴い、政府の基本的対処方針や業種別ガイドラインは廃止されることから、これらに基づき実施している以下の取組も終了

○イベントの開催制限

○飲食店における第三者認証制度

※上記の他、ガイドライン推進宣言事業所ステッカー事業やガイドライン等コールセンターについても5月7日で終了

8 基本的な感染対策

5類への位置づけ変更に伴い、感染対策については、個人や事業者の判断に委ねることが基本となりますが、着用が効果的な場面でのマスクの着用や、手洗い等の手指衛生、換気など、有効とされる基本的な感染対策に引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

< 5類への位置づけ変更後の体制について >

- ・ 5類への位置づけ変更に伴い、法律に基づく京都府対策本部は廃止
- ・ 5類感染症への位置づけ見直し後も、①医療提供体制の段階的な移行の推進、②新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に備えた対応を迅速かつ円滑に行うための体制を確保する必要があることから、府独自の本部を設置し、引き続き、知事をトップとした新型コロナウイルス感染症への対応体制を構築

名 称：京都府新型コロナウイルス感染症連絡本部

設置期間 令和5年5月8日（月）～当面の間

以上